令和４年１月13日（木）
厚生委員会提出資料１

多様な性に関する提言書

令和３年11月24日

帯広市男女共同参画市民懇話会

はじめに

帯広市男女共同参画市民懇話会（懇話会）では、誰もが自分らしく生きることができる男女共同参画社会の実現に向けて、「第３次おびひろ男女共同参画プラン（第３次プラン）」を策定し、その検討段階から、LGBT 等の方々を含む多様な性について、さまざまな議論を重ねてきました。令和２年度から推進されている現在の第３次プランでは、当事者が直面するさまざまな課題に取り組むため、多様な性についての適切な理解と啓発の推進がその基本施策の中に含まれています。帯広市では、このような第３次プランの趣旨に基づき、一人ひとりが輝き豊かで活力のある男女共同参画社会の実現を目指して、市民を対象とした講座の開催や市職員に向けたガイドラインの策定など、数多くの具体的な施策に取り組んできました。

令和３年２月、同性パートナーシップ認証制度の制定を求める要望書が帯広市に提出されたことを受け、懇話会では、パートナーシップ制度と多様な性に関する施策のあり方について、改めて観点を整理し議論を深めてきました。多様な性をめぐっては、同性婚訴訟や東京オリンピック・パラリンピックの開催などを背景に社会の関心が高まってきています。その一方で、いまだに性別に基づく生きづらさ、日常生活上の困難を感じる方々がいることにも適切な理解と配慮が必要であると考えています。

これらの議論と経緯を踏まえ、懇話会では、「帯広市男女共同参画市民懇話会設置要綱」第２条に基づき、帯広市がこれから取り組むべき方向性について、意見をとりまとめることとなりました。一人ひとりが性別にかかわりなく、社会のあらゆる分野に参画し、安心して自分らしく生きることができる帯広市の将来に希望と期待を抱けるよう、委員一同、真摯な議論に努めて参りました。

この提言書は、ゴールではなく帯広市の共生の未来に向けたスタートであり、今後、当事者の方々の想いを十分にくみながら、引き続き丁寧な議論を重ね、よりよい取り組みを進めていく一助となることを願ってやみません。

令和３年 11 月 24 日

帯広市男女共同参画市民懇話会

会　長　　岡庭　義行

目　次

はじめに …… 1

目　次 …… 2

１　多様な性を取り巻く現状について …… 3

２　パートナーシップ制度について …… 3

（１）この制度の必要性や目的について、どう考えるか。 …… 4

（２）対象者はLGBT等とすべきか、事実婚なども含めるべきか。 …… 6

（３）証明書には、子供についての記載も含めるべきか。 …… 8

（４）証明、宣誓など、どのような種類の制度が適切と考えるか。 …… 11

（５）年齢、居住地、配偶者の有無など、どのような要件が必要と考えるか。 …… 12

（６）再交付、返還、取消しなど、どのような手続きが必要と考えるか。 …… 14

３　多様な性に関する施策について …… 16

（１）どのような取り組みが必要と考えるか。 …… 18

参考資料 …… 20

1　多様な性を取り巻く現状について

人々の性は、一般的に、男性、女性の２つに区分されると考えられています。しかし、実際には、恋愛感情や性的な関心がどの性別に向いているか、いないかを示す「性的指向」、自分がどの性別であるか、ないか、または決めたくないかの認識である「性自認」のちがいに応じて、人によりさまざまに異なっています。

同性愛・両性愛の方や、身体と心の性別に違和感があるトランスジェンダーの方をはじめ、「LGBT 等」と総称される方々は、人口の８％程度を占めるとも言われています※1。しかし、からかいやいじめ、嫌がらせ、就職や昇任での不利な扱いを恐れ、周囲に打ち明けない場合が多いため、身近な存在として実感することはなかなかできません。誰にも相談できずに悩みを抱え込み、孤立することで、もともと見えにくい存在がさらに見えにくくなるという悪循環も指摘されています。

さらに、同性愛・両性愛の方は、婚姻できないため、配偶者控除や法定相続などの権利が認められていません。病院での面会や病状説明、賃貸住宅への入居を断られる事案も報告されています。トランスジェンダーの方は、トイレや更衣室、制服などについて、自らの性自認と異なるふるまいを求められ、苦痛を感じることがあります。

こうした差別や偏見、日常生活上の困難は、当事者の方々の生きづらさにつながっています。国や研究者による調査では、学校でのいじめや職場でのハラスメント、自殺願望や自殺未遂の経験がある LGBT 等の割合の高さも指摘されています。

2　パートナーシップ制度について

パートナーシップ制度は、婚姻関係にはないものの、継続的に共同生活を営む２者の関係を自治体が受け止め、公的に認める仕組みです。平成 27 年度に、渋谷区、世田谷区で初めて導入されて以降、全国に広がり、130 の自治体で導入されています※2。道内でも、札幌市が平成 29 年度に制度をスタートしています。法的な効果はありま

※1 LGBT 等の割合については、定義や調査対象がそれぞれ異なるものの、LGBT 総合研究所「LGBT 意識行動調査 2019」では約 10.0%、電通ダイバーシティ・ラボ「LGBTQ+調査 2020」では約 8.9%、日本労働組合総連合会「LGBT に関する職場の意識調査」（2016 年）では、約 8.0%と報告されています。

※2 令和３年９月 30 日現在。出典：渋谷区・認定 NPO 法人虹色ダイバーシティ「全国パートナーシップ制度共同調査」（2021 年）。

せんが、２人の関係が公的に認められることで安心感が得られるほか、公営住宅の入居や公立病院での病状説明などの行政サービス、生命保険や住宅ローンなどの民間サービスの利用範囲が広がりつつあります。

懇話会では、制度の導入が必要との意見で一致した上で、先進事例を参考にしながら、制度の大枠について意見交換を行いました。その内容は、以下のとおりです。

（１）この制度の必要性や目的について、どう考えるか。

【提言１】

性的指向や性自認に伴う差別・偏見の解消や生きづらさの軽減をはかり、性のあり方に関わらず、誰もが個人として尊重され、住んでいて良かったと思えるまちをつくるため、パートナーシップ制度を導入すべきである。

■論点の説明

先進事例を見ると、パートナーシップ制度を導入する理由として、LGBT 等の方々が抱える課題の解決、人権や多様性の尊重、自分らしく生きられる環境づくりなどが掲げられています。また、利用者にアンケート調査を行った自治体では、安心感や誇りを持てるようになった、家族や知人、同僚に受け入れてもらえた、２人の関係を説明しやすくなったという声も報告されています。

その一方で、導入の効果やメリットが明らかでない、当事者の悩みや困難に個別に対応した方がよい、家族制度や婚姻制度に悪影響を及ぼすなど、パートナーシップ制度の導入に慎重な意見も少なくありません。

こうしたさまざまな意見や考え方を踏まえながら、制度導入の必要性について検討し、導入する場合は、その目的を明確にする必要があります。

■提言の考え方

性的指向や性自認は治療の対象となるものではなく、自分で選べるものでもありません※3。しかしながら、LGBT 等の方々の中には、婚姻できないために、共同生活を送

※3 同性愛や性同一性障害は、かつて精神障害として位置付けられていましたが、同性愛は 1990 年に、性同一性障害は 2019 年に、世界保健機関（WHO）が定める国際疾病分類の精神障害から除外されました。

っていても家族として認められず、生きづらさを抱える方々がいます。同性婚ができない現状において、自治体として、どのような性のあり方も当たり前として受け入れ、差別や偏見をなくし、住んでいて良かったと思えるまちづくりを進めていくことが重要です。

パートナーシップ制度には、行政や民間におけるサービスの利用範囲が拡大するメリットがあるほか、２人の関係が公的に認められることで、生きづらさの根本が軽減され、安心感が得られる点に意義があります。一方で、この仕組みには法的な効果はないため、家族制度や婚姻制度に影響を及ぼすことはないと考えます。

制度の目的を達成するには、市民や企業などの協力が必要です。今後、幅広い意見を受け止め、丁寧な説明を行い、多くの方々に理解をいただきながら、パートナーシップ制度を導入すべきと考えます。

■主な意見

・同性婚が法制化されていない現段階では、自治体として取り組む必要がある。
・一人ひとり性がちがうことを、多くの人が認める帯広になってほしい。
・制度の導入により、安心感を得られることが大切だと思う。
・どのような性であれ、全てが当たり前であってほしい。
・子供たちの間で、自己有用感の低下が見られる。生きづらさをなくし、伸び伸びと暮らせるようにしたい。
・大人の意識が変わらなければならない。
・要望書を見て、多様な性について関心を持ち、理解することが必要と感じた。
・差別をしない社会に向け、少しずつ変えていくしかない。
・どんな人でも、誰かと一緒でないと暮らしていけない。安心して一緒に生活したいという願いをかなえられるようにしたい。
・住んでいて良かったと思えるまち、好きな人と生きていける帯広にしたい。
・住みやすい、自信を持って輝ける地域にしたい。
・差別や偏見の解消を制度の目的とするのはよいと思う。その上で、その人らしく生きられることや、個人の尊厳といった視点もあるとよい。第３次プランとも照らし合わせて、前向きな目的を掲げてほしい。
・手を挙げられず苦しんでいる人たちに、あきらめずにがんばろうと応援したい。

（２）対象者はLGBT等とすべきか、事実婚なども含めるべきか。

> 【提言２】
> LGBT等の方々を対象者に制度を導入し、事実婚については、今後、社会全体の動きを見ながら、女性活躍の推進などの視点から議論を深めていくべきである。
> なお、第３次プラン策定時の議論も踏まえ、「LGBT等」や「性的マイノリティ」の使用が適切かどうかを含め、用語について十分に検討する必要がある。

■論点の説明

「パートナーシップ」については、「互いを人生のパートナーとし、継続的に共同生活を行っている、又は共同生活を行うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティである２者の関係」と定義する自治体が多くなっています。

その一方で、対象者をLGBT等の方々に限定せず、事実婚を含む自治体も全体の４分の１ほど見られます。名字を変えたくない、社会的なキャリアを守るなど、やむを得ない事情で事実婚を選ぶ方が少なくないことや、対象者を限定すると、かえって当事者を浮き彫りにする恐れがあることなどが、理由として挙げられています。

これに対し、事実婚を対象外とする自治体は、遺族年金や健康保険、児童扶養手当をはじめ、幅広い制度や行政サービスで、事実婚が婚姻と同等に扱われていることや、対象者を広げすぎると、制度の導入目的が不明確になることなどを理由に挙げています。こうした両方の考え方を踏まえ、対象者の範囲を明らかにする必要があります。

なお、多くの先進事例では、制度の対象者となる「性的マイノリティ」の定義が記載されていますが、性のあり方は多様であるため、定義の仕方によっては対象者から漏れる方々が生じます。さらに、性的指向や性自認は外見からは分からないため、定義に合致するかどうかの客観的な確認はできません。このため、利用申請に当たり、一方又は双方が性的マイノリティであることを自己申告してもらう自治体もありますが、望まないカミングアウトにつながらないよう留意が必要です。こうした点を含め、用語のあり方について整理が必要です。

■提言の考え方

対象者の範囲については、事実婚を含む場合の意義や効果、LGBT等と事実婚のちがいなどについて意見交換を行いましたが、熟議の結果、LGBT等を対象者とすべきとの結論に至りました。事実婚は幅広い制度やサービスの対象となっており、LGBT等とは

状況が異なっているほか、パートナーシップ制度の目的や、第３次プランに掲げた「多様な性への理解促進」との関わりも踏まえると、LGBT 等の方々を対象者とすることが妥当と考えます。なお、夫婦別姓や社会的なキャリアなど、事実婚をめぐる課題は、女性活躍の推進と密接に関係します。懇話会でも、今後、夫婦別姓などに関わる動向などを見ながら、女性活躍の推進の視点から、事実婚に関する議論を深めていく考えです。

また、第３次プランでは、「性的マイノリティ」ということばに誇りを持てないという、当事者の方々の意向を尊重し、「LGBT 等」という用語を使用しています。このため、パートナーシップ制度の対象者についても、「一方又は双方が LGBT 等である２者」と定めることが考えられますが、利用しやすい制度とするため、「LGBT 等」の用語を使用しないのも一案です。例えば、制度の目的として、性的指向や性自認に伴う差別・偏見の解消を明記した上で、パートナーシップの定義を「互いを人生のパートナーとし、継続的に共同生活を行っている、又は共同生活を行うことを約束した２者の関係」などと定める方法が考えられます。これにより、対象者から漏れる方々が生じるのを防ぐと同時に、性的マイノリティの自己申告も不要になります。実務的な視点を含め、今後、さらなる検討を期待します。

■主な意見

・多様性を認め、事実婚の方も利用できる制度にした方がよいと思う。
・対象者を広くしないと、使いづらい制度になると思う。パートナーシップの定義も、LGBT 等に限定しない形がよい。
・生きづらさの解消を目指すのであれば、事実婚の方々も対象者にした方がよいのではないか。困っている人に対しては、なるべくハードルを低くした方がよい。
・当事者アンケートでは、事実婚の方々を対象者に含む方がよいとの意見が多い。幅広い行政サービスが利用できるのに意外だと感じる。
・事実婚には色々なメリットがあり、制度の対象者に含む必要がないと思うが、アンケート結果を見るとそうでもない。対象者を限定することで、LGBT 等の方々に対する逆差別につながる面もあると気づいた。なるべく対象者の間口を広げた方がよいかも知れない。
・事実婚とパートナーシップ関係とは、別物だと思う。
・対象者は LGBT 等に限定してよいと思う。
・事実婚の方々は行政サービスを幅広く受けられるが、パートナーシップ関係の方々は、スタートラインにも立てていない状況だと思う。
・事実婚は法的に認められている部分があるので、パートナーシップ制度の対象者に

含まなくてよいと思う。
・第３次プランでは、多様な性への理解促進を掲げているが、事実婚については、この項目というよりも、女性活躍の推進に関係がある内容だと思う。
・事実婚については、制度の対象者とはせず、今後、女性活躍の推進の観点から議論をすればよいと思う。
・多様な性に関わる生きづらさの解消を応援するのが、制度の趣旨だと思う。
・１人ではなく、パートナーの方と２人で生きていく人々を応援し、ともに生きる社会でありたい。
・「性的マイノリティ」ということば自体が差別・偏見を含むと思うので、使用しない方がよい。
・パートナーシップの定義においては、LGBT 等という用語を使う形も、使わない形も考えられる。

（３）証明書には、子供についての記載も含めるべきか。

> **【提言３】**
> **子供や家族の意思を最大限に尊重することを基本に、パートナーシップ制度の導入に合わせ、子供について証明書に記載できる仕組みを検討すべきである。**

■論点の説明

LGBT 等の方々の中には、養子縁組や里親制度の利用、人工授精などにより子供を持つケースや、以前に婚姻していた相手との間に子供がいることがあります。このような場合、実親と子供は親子関係にありますが、パートナーと子供の間には、法的な家族関係がないため、保育所や学校で子供のお迎えを断られる、病院で子供の病状説明を受けられないなど、さまざまな困難が指摘されています。

このため、一部の自治体では、パートナーシップの証明書等に子供の氏名もあわせて記載し、家族として生活していることを公的に認める仕組みが導入されています。子供に関わる困りごとの解消が期待される一方で、子供自身の意思を反映できるのか、いじめにあわないかなどの意見も見られます。

妊娠や子育ては、LGBT 等の方々にとって現実的な選択肢となってきていると言われており、子供に関する取り扱いについて、考え方を明らかにする必要があります。

■提言の考え方

LGBT 等が子供を持つことについては、学校生活や病院での対応、養育環境、子供の気持ちの面など、さまざまな悩みや課題がありますが、保護者だけでは解決が難しいケースや、周囲の無理解や差別・偏見が伴う場合も少なくありません。家族を持つと決意した方々の想いや、子供の気持ちを尊重し、暖かく受け入れる環境を整えることが重要と考えます。

パートナーシップの証明書等に子供の氏名を記載できる仕組みについては、先行自治体の一部に慎重な対応を求める意見も見られますが、記載する、しないが自由に選択でき、一定の年齢に達した後は、子供本人の申し出により離脱できるなど、家族や子供の意思を尊重することは十分に可能と考えます。また、いじめはそもそも被害者に責任があるものではなく、この仕組みの導入によって、いじめが助長されることも考えられません。

ただし、学校をはじめ、子供が関わるさまざまな場面について、見直しや配慮が必要になると見込まれます。今後、関係機関が協力し、課題の洗い出しや対策の具体化を進めるとともに、相談窓口や支援制度の周知を行うなど、利用者にとって不安のない仕組みとしていくことを期待します。

■主な意見

- 親の離婚や再婚に大きく影響を受ける子供は多い。保護者の後ろ盾がないと、子供はしっかりと育つことはできない。どう受け止めて、広い視野で見られるか、難しい問題だと思う。
- 子供の一生に関わることなので、しっかりと検討を積み上げなければならない。
- 病院などでは、実際に困りごとがあると思われるので、子供がほしいカップルには大切なことだと思う。ただ、パートナーとして生活することと、家族を増やすことは、別のことだと感じる。
- 境遇が異なると子供の様子は明らかにちがう。パートナーシップも、大きな影響があると思う。子供のことを考えると、難しいことが多い。
- 当事者アンケートの結果を見ると、子供については意見が分かれている。迷う部分があるのだろう。難しい問題だと感じる。
- パパが２人、ママが２人で、ありのままに育ったのなら、子供にとっては、その環境が普通だと思う。簡単ではないが、当たり前として受け入れられる社会になってほしい。本人の意思で、氏名の記載を削除する仕組みもよいと思う。
- 自分たちが覚悟を持って決めたことなら、子供についても認めてよいと思う。多様性を認める仕組みにしたい。

・子供にとっては、今は何の選択肢もない状況。親が決意を子供に伝え、家族になり、パートナーの立場をはっきりさせることに焦点を当てるとよいのかも知れない。
・子供についての記載は、利用者が選択できる形で導入すればよいと思う。
・共同生活をするなら、子供を持つのは権利だと思う。問題が起こるのは、どの家庭でも同じではないか。
・子供に関する記載はパートナーシップ制度に盛り込んでよいと思う。婚姻の場合も、子供本人の意思に関わりなく、戸籍に子供の名が記載される仕組みになっている。15 歳になると、本人の意思で身分行為ができるので、先進事例のように、本人の意思に基づき、記載を削除するという取り扱いも考えられると思う。
・子供については、家族の意思で、証明書に記載してもしなくてもよい形にするとよい。こういう制度があることで、家族の中で子供についての話が深まり、責任感も強くなるのではないか。子供の意思で記載を削除する仕組みもあってよいと思う。
・子供のことを大切にする声を強く上げるべき。親子関係が結びにくい場合も、子供を大切にしてくれる人がいることが大切だと思う。
・子供の氏名の記載については、学校などと情報共有が必要だと思う。
・多様な性に関する子供たちへの指導について、研修を深める必要がある。
・同性カップル等が子供を持つ方法として、現実的に、里親制度が利用しやすいと感じる。その場合の決まりがある程度あるとよいと思う。
・パートナーシップ制度と養子縁組が、現状ではうまくつながっていない面があると感じる。うまくつながってくれるとよいと思う。
・いじめについては、保護者が LGBT 等である場合と、子供本人が性的違和を持つ場合に分けて考えることが重要だと思う。前者については、学校の体制が整えばよいが、後者の指導は難しい面がある。研修を広めることが必要。
・いじめられる側には責任はないという考え方が重要。
・関係機関の連携に加え、相談窓口や支援制度の周知も進めることが必要。

（4）証明、宣誓など、どのような種類の制度が適切と考えるか。

> **【提言4】**
> **制度を利用する方々の選択肢を広くするとともに、民間サービスへの広がりを期待し、証明制度とその他の制度の選択制とすべきである。**

■論点の説明

先進事例を見ると、パートナーシップ制度は大きく4種類に分けられます。1つ目は「証明制度」で、当事者間の契約で権利や義務を定めていることを証明するものです。2つ目は「宣誓制度」で、互いにパートナーになる旨の宣誓書に記入した事実を証明するもので、最も多くの自治体が採用しています。残る2つは「届出制度」と「登録制度」で、互いにパートナーである旨を行政に届け出る、あるいは登録するもので、婚姻届に類似した仕組みとなっています。

証明制度は、2者の権利義務が明確であり、企業などの理解や協力が得られやすい一方で、契約書の作成に手間や費用がかかります。その他の制度は、手間や費用はかかりませんが、2者の法的な関係が不明確なため、民間サービスの対象となりにくい場合が想定されます。また、行政職員の面前で宣誓書に記入することに抵抗感がある、届出制度は行政の姿勢が受け身に感じられるといった意見もあります。こうしたメリット・デメリットを踏まえ、どのような種類の制度が望ましいか、整理する必要があります。

■提言の考え方

婚姻制度は、手続きが簡単で費用もかからず、2者の関係を保障できるという特長がありますが、パートナーシップ制度は、その種類により一長一短です。利用者の中には、民間サービスの利用を重視する方もいれば、手続きの簡単さを重視する方もいると思われます。利用者のニーズに柔軟に対応できるよう、証明制度と、その他の制度の選択制を導入することが望ましいと考えます。

なお、パートナーシップに関する契約書が締結されている場合であっても、実際にどのような関係にあるかについては、確認や証明は困難です。このため、先進事例では、パートナーシップ関係そのものではなく、契約書を確認した事実を証明するケースも見られます。こうした事例も参考に、証明の内容や範囲などを明らかにし、誤解を生じないようにする必要があると考えます。

■主な意見

・複数の種類から選択できる柔軟な仕組みにし、選択肢を広くした方がよい。
・婚姻制度は法的な関係がしっかりしているが、手続きは届出でよい。パートナーシップ制度も、宣誓させるのではなく、届出や登録でよいのではないか。
・パートナーであることそのものの証明は、行政にとってハードルが高いと思う。2者が契約をしている事実を証明するなら可能と考えるが、その場合、登録制度とのちがいがあまりないと思う。可能であれば、選択制にした方がよいが、行政上、どのような扱いになるか明らかにする必要がある。

（5）年齢、居住地、配偶者の有無など、どのような要件が必要と考えるか。

【提言５】

年齢、居住地、配偶者の有無などについては、多くの先進事例で採用されている要件を参考にして定めることが妥当である。

また、養子縁組関係にある２者や、市内に通勤・通学する方も、制度の対象者に含む方向で検討することが望ましい。

■論点の説明

先進事例を見ると、ほとんどの自治体で、成年又は 20 歳に達していること、市内居住又は転入予定であることが要件とされています。一部に、通勤・通学者を対象者に含む自治体がありますが、この場合、より多くの方々の生きづらさの軽減につながる一方で、通勤・通学の実態把握や、転勤や解雇など、仕事の都合で対象者でなくなる場合への対応が課題となります。帯広市まちづくり基本条例は、「市民」の定義に通勤・通学者を含んでおり、取り扱いを整理する必要があります。

また、配偶者や他にパートナーがいないこと、2者が近親者でないことが申請の要件となっているほか、外国籍の方を対象者に含む自治体がほとんどです。近親者のうち養子縁組関係の方については、パートナーシップ関係との重複を避けるため対象外とする自治体と、同性婚ができない中でやむを得ず縁組を行う場合もあるため、対象者に含む自治体があり、考え方を明らかにする必要があります。

■提言の考え方

婚姻制度とのバランスや、自治体の制度であることを踏まえると、多くの先進事例で採用されている成年要件と市内居住・転入予定の要件は、適切であると考えます。また、海外で同性婚を行う場合なども想定し、外国籍の方を対象者に含むことが妥当と考えます。

通勤・通学者については、帯広市まちづくり基本条例や、近隣町村に制度が導入されていない現状を考慮し、対象者に含むことが望ましいと考えますが、具体的な手続きなどについては整理が必要です。通勤・通学の実態把握については、社員証や学生証の提示のほか、申請者と相談し確認書類を決めていく方法も考えられます。また、仕事の都合で対象者でなくなる場合は、一時的な転出であれば証明書等の返還を要しない運用が考えられます。これらを含め、制度の公平性や信頼性を確保する視点から、詳細について具体的な検討を期待します。

養子縁組関係にある２者は、婚姻は禁止されていますが、パートナーシップ制度の併用は禁止されていません。また、パートナーシップ制度には法的効果がないため、養子縁組に伴う権利や義務に影響を及ぼすこともありません。親子関係を認められている養子縁組の方々が、法的効果がないパートナーシップ制度の利用をあえて希望するのは、自分たちをパートナーとして認めてほしいという切実な願いの現れと思われます。このため、当事者の気持ちに寄り添う仕組みとして、養子縁組関係にある方も対象者に含むべきと考えます。

■主な意見

・通勤・通学者を対象者に含めてよいと思う。パートナーシップ制度を利用しなくなった時に、届け出てもらえればよいのではないか。婚姻制度でも、夫婦の実態がなくなっても戸籍には記載されている。
・近隣町村は人口も少なく、パートナーシップの利用を周囲に知られたくない、利用したくてもできないという方もいると思う。通勤・通学者を対象者に含めば、そうした方も利用できるようになると思う。
・帯広市の行政サービスを受けられない通勤・通学者が、パートナーシップ制度を利用するメリットがどこまであるか疑問に感じる。
・通勤・通学者を含むべきかどうか、よく分からない。住民票がないのに、どう認めるか。
・通勤・通学者を対象者に含むと事務量が多くなる。確認が大変ではないか。
・通勤・通学者をどのような手続きで確認するのか、明らかにする必要がある。証明書を受理した後、どうなったか分からないというような仕組みにはしてほしくない。

・事情があるなら、養子縁組関係を無理に解消しなくてもよいと思う。パートナーシップ関係と並存してもおかしくはない。
・先行自治体の仕組みのよいと思う部分を、積極的に取り入れていけたらよいと思う。

（６）再交付、返還、取消しなど、どのような手続きが必要と考えるか。

【提言６】

再交付、返還、取消しなどについては、多くの先進事例で採用されている手続きを参考にして定めることが妥当である。なお、利用者の死亡時については、証明書等の返還を不要とし、届出を求めることが望ましい。

また、制度を導入している自治体と連携し、利用者の利便性を高める仕組みとすることが望ましい。

■論点の説明

先進事例を見ると、要件を満たしているかどうかを確認するため、ほとんどの自治体で、住民票や戸籍、独身証明書等の提出を求めています。また、宣誓書等の記載に当たっては、代筆のほか、特別の事情がある場合、通称名の使用が可能となっています。証明書等は、Ａ４サイズとカード型の両方が用意されています。手数料は無料がほとんどで、紛失等の場合には再交付も可能です。

また、パートナーシップ関係の解消や転出などにより、要件を満たさなくなった場合、証明書等の返還が求められます。パートナーの死亡時にも、返還を求める自治体が多くありますが、葬儀等の手続きの際に必要な場合があるほか、パートナーを亡くした遺族の心情を考慮し、証明書等を返還不要とする自治体や、死亡時の届出を求める自治体もあります。さらに、虚偽申請や、不正な手段により証明書等を入手したことが明らかとなった場合などに、取消しや無効とする手続きが定められています。

このほか、制度を導入している自治体間で、広域連携の協定を締結しているケースが見られます。これにより、転出時の手続きの簡素化や、転出後も継続して証明書等を使用できるといったメリットが受けられます。その一方で、パートナーシップ制度の対象者や要件、利用できる行政サービスなどが異なる場合、自治体間で調整が必要となります。こうした点を含め、手続きのあり方について整理する必要があります。

■提言の考え方

再交付、返還、取消しなど、多くの自治体で採用されている手続きは、制度の公平性や信頼性を確保する上で、必要な仕組みであると考えます。また、通称名の使用や代筆、携帯できるカード型の証明書など、当事者の方への配慮も重要です。今後、先進事例を参考に、実務上の必要性と利用者の負担軽減のバランス、分かりやすさなどの視点から、手続きを具体化することを期待します。

なお、パートナーの死亡時については、遺族の気持ちや、死亡したパートナーとの関係を説明する必要性などを考慮し、証明書等の返還を不要とするのが妥当と思われますが、各種サービスの適正利用のため、届出は必要と考えます。

また、利用者の利便性や負担を考えると、広域連携を積極的に進めることが望まれます。まずは十勝管内の自治体を中心に、制度の検討段階から情報共有を行うとともに、可能な範囲で一緒に検討を進めることを期待します。

■主な意見

・戸籍は死亡時に抜けるわけではない。パートナーシップ制度も、証明書の返還までは必要ないと思う。
・住民票の交付等は、申請時点での状況を証明するものだが、パートナーシップ制度は、未来に向かって証明する仕組みとなっている。民間事業者などに対する信頼性を高める上では致し方ないが、行政にとっては重たい仕組みになるので、異なる建てつけにする考え方の整理が必要。
・自治体間の広域連携は、可能なら実施した方がよいと思う。
・広域連携については、関西の事例のような方法が望ましいと思う。
・管内町村への情報共有よりも、一緒に検討を進めてはどうか。
・帯広市で証明したことを、管内全ての町村と連携するのは難しいかも知れないが、できたらよいと思う。

3　多様な性に関する施策について

LGBT 等の方々が抱える日常生活上の困難は多岐にわたるため、多くの先進事例で、パートナーシップ制度以外にも、さまざまな取り組みが進められています。

先行自治体における典型的な施策と、帯広市の対応状況は、次のとおりです。

＜表１　多様な性に関する取り組みの例＞

区　分	内　容
相　談	○相談窓口（常設）の設置・紹介、相談会の実施 ○電話相談の開設 ●SNS を活用した相談対応
普及啓発	○市民向け講座やパネル展の開催、啓発資料の作成 ○行政職員に対する研修の実施 ○行政職員向けガイドラインの策定 ●多様な性に関する啓発活動の表彰 ●事業者への協力要請、研修会の開催、ガイドブックの作成 ●LGBT フレンドリー企業の認定 ●多様性を尊重する都市宣言 ●支援者マークの普及促進
交流機会	○当事者と行政との情報交換会の開催 ●当事者や支援者等の交流会の開催 ●当事者の交流スペースの設置
医療・福祉	○救急搬送時のパートナーへの病状説明、救急車への同乗 ○生活保護における同一世帯の認定 ○被保険者証の通称表記、性別の裏面表記 ○保育所等や学童保育における保護者と同等の取り扱い ○身体・知的障害者と生計を一にするパートナーの軽自動車税の免除 ○自殺予防のための普及啓発 ▲公立病院でのパートナーへの病状説明、手術同意 ▲家族介護慰労金における家族と同等の取り扱い

注）○：帯広市で対応している（一部対応を含む）

●：帯広市では現時点で対応していない　▲：帯広市では該当する制度などがない

<表１　多様な性に関する取り組みの例（続き）>

区　分	内　容
住　宅	○住宅の取得補助や利子補給における家族と同等の取り扱い ●公営住宅を利用できる同居親族にパートナーを含む
学校	○教員研修や出前講座の開催 ○制服や体操着、更衣室やトイレの利用に関する配慮 ●児童生徒用の資料作成、講演会の開催
その他	○同一世帯としての住民登録 ○性別記載欄の削除 ○税証明の申請における同居親族と同等の取り扱い ○市民霊園や合葬墓の利用、墓地の使用権の承継 ○犯罪被害者等の支援における家族・遺族と同等の取り扱い ●公共施設における多目的トイレの表示の改善 ●避難所における性別記載や施設利用に関する配慮 ●福利厚生制度における配偶者と同等の取り扱い

注）○：帯広市で対応している（一部対応を含む）
　　●：帯広市では現時点で対応していない　▲：帯広市では該当する制度などがない

また、先進事例の中には、次の表のように、多様な性に関する施策の柱を定め、取り組みの目的を明らかにするとともに、その目的に合致する制度やサービスを幅広く抽出し、全体としてバランスの取れた対応を進めようとする事例が見られます。

<表２　多様な性に関する施策の柱の例>

区　分	内　容
福岡市	○支援事業・・・当事者や家族などへの直接的支援 ○教育・啓発事業・・・多様性が尊重される環境づくり
横須賀市	○まもる・・・相談者の人権を守る ○ささえる・・・相談体制を整える ○はぐくむ・・・正しい知識を伝える ○つなげる・・・関係機関との連携に努める

以上のような現状を踏まえ、懇話会では、論点を１つにしぼり、意見交換を行いました。その内容は、以下のとおりです。

（１）どのような取り組みが必要と考えるか。

> 【提言７】
> 当事者の方々と定期的な意見交換を行いながら、行政サービスに対するニーズを的確に把握し、関連施策を具体化する必要がある。
> また、民間事業者を含め、地域全体で取り組みを進めていくため、多様な性に関する学習の機会を継続的に提供すべきである。

■論点の説明

LGBT 等の方々の日常生活上の困難を軽減するためには、幅広い視点で必要な取り組みを検討し、できることから進めていくことが重要です。

当事者団体にご意見をお聞きしたところ、SNS を活用した相談対応、事業者への協力要請、当事者等の交流会の開催や交流スペースの設置に対するニーズの高さが伺えました。医療・福祉分野では、病院や救急車での病状説明、自殺予防など、緊急性の高いケースに関する対応、さらに、学校の制服やトイレ・更衣室の利用に関する配慮、児童生徒への教育や教員研修、公営住宅の利用や避難所における配慮などへの要望が多くなっています。こうした声も踏まえながら、多様な性に関する施策について、検討を進める必要があります。

■提言の考え方

多様な性に関する施策の検討に当たっては、パートナーシップ制度と同様に、性的指向や性自認に伴う差別や偏見を解消し、生きづらさを軽減していくことを目指し、必要な取り組みを整理していくことが望まれます。このためには、当事者の声を丁寧に聞き、その想いや困りごとをしっかりと把握することが、何よりも重要と考えます。今回の懇話会に当たっては、当事者団体にご協力をいただき、関連施策のニーズを伺うことができましたが、今後、具体的な検討を進める上でも、継続的に聞き取りを進めていく必要があると考えます。

また、住んでいて良かったと思えるまちづくりには、行政はもちろん、民間事業者などを含め、地域全体で取り組みを進めていくことが重要と考えます。全国的に見ると、さまざまな民間サービスが広がりつつありますが、十勝・帯広における今後の展開を進める上では、多様な性に関する正しい理解を促していくことがスタートになると考えます。今後、幅広い手法を検討し、多様な性に関する学習の機会を継続的に提

供していくことを期待します。

■主な意見

・当事者のご意見を定期的に、しっかりと聞くことが大切だと思う。
・当事者の方々の想いによりよく応えていくことが大切だと感じる。
・横須賀市のように、差別や偏見のないまち、命を大切にするまちという理念を明らかにして取り組んでいくことが重要だと思う。
・当事者の方々によく利用されているサービスを調べると、生命保険、住宅、携帯電話の家族割、病院での面会、会社の福利厚生などが挙がっていた。関連施策の検討を進める上で、どのようなサービスを大切にするかを整理するとよいと思う。
・多様な性に関する学びの機会をもうける必要がある。

参考資料

○帯広市男女共同参画市民懇話会設置要綱

（設置）
第１条　本市における男女共同参画社会の実現に関し、広く市民の意見を求めるため、帯広市男女共同参画市民懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。
（所掌事務）
第２条　懇話会は、本市における男女共同参画社会の実現を図るため、次に掲げる事項について協議し、市長に対して意見を述べるものとする。
(1)　男女共同参画プランの策定に関すること。
(2)　男女共同参画プランの総合的かつ効果的な推進に関すること。
(3)　男女共同参画プランの施策の実施に係る評価に関すること。
(4)　その他男女共同参画社会実現のために必要な事項に関すること。
（構成）
第３条　懇話会は、委員 13 名以内で構成する。
２　委員は、次に掲げる者の中から市長が依頼する。
(1)　学識経験者
(2)　市内に在住又は勤務若しくは通学するもの（公募によるものとする。）
(3)　各種関係団体（農業、商工業、労働等の関係団体等）から推薦を受けた者
(4)　帯広市男女共同参画推進員
３　市長は、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の 10 分の４以上になるよう努める。
（任期）
第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員は、再任することができる。
（会長及び副会長）
第５条　懇話会に会長及び副会長を置く。
２　会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
３　会長は懇話会を代表し、会務を総理する。
４　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
（会議）
第６条　懇話会は、会長が招集し、会議の議長となる。
２　懇話会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。
（庶務）
第７条　懇話会の庶務は、市民福祉部地域福祉室市民活動課において行う。
（補則）
第８条　この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附　則

この要綱は、平成 20 年５月 30 日から施行する。

附　則

（施行期日）
１　この要綱は、平成 30 年８月 26 日から施行する。
（帯広市男女共同参画推進市民会議設置要綱の廃止）
２　帯広市男女共同参画推進市民会議設置要綱は、平成 30 年８月 25 日限り廃止する。

附　則（令和２年３月６日）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

○帯広市男女共同参画市民懇話会委員名簿

氏　名	職業・所属等	備考
中山　江里子	帯広市校長会	
田沼　誠子	帯広市男女共同参画推進員の会	
岡庭　義行	帯広大谷短期大学	会　長
八巻　美千代	帯広市川西農業協同組合女性部	
佐野　友紀	帯広市ＰＴＡ連合会	
阪口　剛	釧路弁護士会	
鬼崎　芳彦	北海道民生委員・児童委員連盟帯広支部	
富樫　雅道	一般社団法人北海道中小企業家同友会とかち支部	
角谷　巍啓	帯広市町内会連合会	
吉澤　美穂	連合北海道帯広地区連合会	
向井　輝美	損害保険ジャパン株式会社	副会長
伊藤　利江	公募委員	
樽見　真樹子	公募委員	

○帯広市男女共同参画市民懇話会審議経過

■第１回
- ○開催日　令和３年７月16日（金）
- ○場　所　帯広市役所本庁舎第５Ａ会議室
- ○内　容　パートナーシップ制度と多様な性に関する施策の概要
  パートナーシップ制度についての論点

■第２回
- ○開催日　令和３年８月25日（水）
- ○場　所　帯広市役所本庁舎第６会議室
- ○内　容　パートナーシップ制度についての論点
  多様な性に関する施策についての論点

■第３回
- ○開催日　令和３年10月12日（火）
- ○場　所　帯広市役所本庁舎第６会議室
- ○内　容　多様な性に関する施策についての論点
  多様な性に関する提言の骨子について

■第４回
- ○開催日　令和３年11月12日（金）
- ○場　所　帯広市役所本庁舎第６会議室
- ○内　容　多様な性に関する提言書（案）について

多様な性に関する提言書

令和３年11月24日
帯広市男女共同参画市民懇話会